

選手登録規程

(趣旨)

第1条 本規程は、社団法人日本エアロビック連盟(以下「本連盟」という)の選手の登録(以下「選手登録」という)に関して定めるものである。

(目的)

第2条 競技エアロビックの普及発展に寄与するために、本連盟の所属においてその名誉を守り、選手資格を確保することを目的とする。

(権利)

第3条 本連盟に選手登録した選手は、本連盟の認定競技会に参加する権利を得るものとする。

(資格)

第4条 本連盟に選手登録をしようとする者の資格は、本連盟の認定競技会に参加する男女とする。なお、国籍は問わない。

(選手登録の方法)

第5条 本連盟への選手登録方法は、次の通りとする。

(1) 連盟のホームページより、所定の選手登録フォームに必要事項を入力する。

(2) 連盟は選手の申込みを受領後、ID・パスワード・選手登録証を交付する。

(3) 個人選手登録の手続きは、随時受け付けるものとする。

(登録有効期間)

第6条 4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

※登録年度の途中で行った登録について当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。

(登録料)

第7条 登録料は無料とする。

(更新)

第8条 一度登録選手をした者で、次年度以降も競技会に参加する者は、連盟ホームページにて所定の手続きを行わなければならない。

(変更)

第9条 登録選手は、登録証に明記してある事項に関して変更が生じた場合、選手本人が連盟ホームページから登録の変更を行う。

(登録の抹消)

第10条 次の項目に該当する場合は、登録を抹消することがある。資格を喪失した者は、認定競技会に出場で

きない。

- (1) 本連盟の品位と名誉を著しく傷つけたとき。
- (2) 登録に虚偽や誤りがあったり、競技者精神に反すると本連盟が認めたとき。
- (3) 本規程に違反したとき。

(携帯義務)

第 11 条 本連盟の認定競技会に参加する選手は、必ず選手登録証又は仮選手登録証を携行し、登録証の掲示をもって競技会の参加手続きの受け付けをすることを義務付ける。

(肖像権)

第 12 条 本連盟の認定競技会に於ける選手の肖像権は、本連盟に帰属する。本連盟は、選手本人の許可なくして全ての撮影、録音等をする権利を有し、それらを今後の普及・広報事業において自由に使用することが出来るものとする。

(認定競技会)

第 13 条 本連盟が主催、主管、後援、協力する大会の内、本連盟の競技規則に則り本連盟認定審判員が審査し、且つ本連盟が認定する競技会をいう。

(国際競技会)

第 14 条 国際競技会への選手派遣は、別途定められた各大会規程によるものとする。

(規程の改正)

第 15 条 本規程の改正は、本連盟の理事会の承認を得るものとする。

(施行)

第 16 条 本規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(改正)

平成 16 年 9 月 1 日

平成 17 年 9 月 1 日

平成 18 年 9 月 1 日

平成 20 年 9 月 1 日

平成 21 年 1 月 1 日